

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【公開番号】特開2003-150735(P2003-150735A)

【公開日】平成15年5月23日(2003.5.23)

【出願番号】特願2001-346848(P2001-346848)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/60

H 04 L 9/32

【F I】

G 06 F 17/60 140

H 04 L 9/00 675Z

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月19日(2003.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子的な証明書である電子証明書を利用する電子証明書システムにおいて、

前記電子証明書の被発行者が用いる第1の利用者装置と、

前記第1の利用者装置とネットワークを介して接続され、前記第1の利用者装置から送信される、所定のデータおよび前記電子証明書を受信する第2の利用者装置と、

前記ネットワークと接続され、

前記第2の利用者装置から送信される、前記電子証明書の有効性の確認を要求する要求情報を受信し、

前記要求情報に関連した条件であって、前記第1の利用者装置の処理に起因した前記第2の利用者装置に対して電子証明書の有効性を確認する処理を実行するための条件を検知し、

送信された前記要求情報が検知された前記条件を満たす場合には、前記電子証明書の有効性を確認する処理を実行し、

前記第2の利用者装置に対して、前記確認する処理の結果を送信する証明書有効性確認装置とを有することを特徴とする電子証明書システム。

【請求項2】

請求項1に記載の電子証明書システムにおいて、

前記第1の利用者装置は、前記第2の利用者装置に、前記電子証明書の有効性を確認する処理を許可することを示す有効性確認許可情報を送信し、

前記第2の利用者装置は、前記証明書有効性確認装置に、受信された前記有効性確認許可情報を送信し、

前記証明書有効性確認装置は、前記第2の利用者装置から前記有効性確認情報を受信した場合、前記条件を満たす場合として、前記電子証明書の有効性を確認する処理を実行することを特徴とする電子証明書システム。

【請求項3】

請求項2に記載の電子証明書システムにおいて、

前記第1の利用者装置は、前記ネットワークを介して送信される前記有効性確認許可情報を受信し、受信された前記有効性確認許可情報を前記第2の利用者装置に送信することを

特徴とする電子証明書利用システム。

【請求項 4】

請求項 3 に記載の電子証明書システムにおいて、

前記ネットワークは、前記電子証明書を前記第 1 の利用者装置に送信する証明書発行装置と接続し、

前記第 1 の利用者装置は、前記証明書発行装置から送信される前記電子証明書および前記有効性確認許可情報を受信することを特徴とする電子証明書システム

。

【請求項 5】

請求項 3 に記載の電子証明書システムにおいて、

前記第 1 の利用者装置は、前記有効性確認装置から送信される前記電子証明書および前記有効性確認許可情報を受信することを特徴とする電子証明書システム

。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の電子証明書システムにおいて、

前記第 1 の利用者装置は、前記有効性確認装置へ、前記電子証明書の有効性を確認する処理を許可する情報処理装置を識別する識別情報を送信し、

前記有効性確認装置は、送信された前記識別情報を記憶し、記憶された前記識別情報で識別される情報処理装置に、前記第 2 の利用者装置が含まれる場合には

、前記条件を満たす場合として、前記電子証明書の有効性を確認する処理を実行することを特徴とする電子証明書システム。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の電子証明書システムにおいて、

前記第 1 の利用者装置は、前記有効性確認装置へ、前記電子証明書の発行要求および当該発行要求に応じて発行される電子証明書の有効性を確認する処理を許可する情報処理装置を識別する前記識別情報を送信し、

前記有効性確認装置は、前記識別情報を記憶し、前記電子証明書を前記第 1 の利用者装置からの要求に応じて発行して、発行された前記電子証明書を前記第 1 の利用者装置に送信することを特徴とする電子証明書システム。

【請求項 8】

請求項 6 に記載の電子証明書システムにおいて、

前記第 2 の利用者装置は、前記有効性確認装置へ、前記要求情報および当該第 2 の利用者装置を識別する利用者装置識別情報を送信し、

送信された前記利用者装置識別情報が、記憶された識別情報に含まれる場合に

、前記条件を満たす場合として、前記電子証明書の有効性を確認する処理を実行することを特徴とする電子証明書システム。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の電子証明書システムにおいて、

前記有効性確認装置は、前記第 2 の利用者装置から前記要求情報を受信した場合に、前記電子証明書の有効性を確認する処理の要否を問い合わせる問合せ情報を送信し、

前記第 1 の利用者装置は、前記有効性確認装置へ、前記問合せ情報に対応する前記電子証明書の有効性を確認する処理の要否を示す回答情報を送信し、

前記有効性確認装置は、前記回答情報に従って、前記電子証明書の有効性を確認する処理を実行することを特徴とする電子証明書システム。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の電子証明書システムにおいて、

前記第 2 の利用者装置は、前記有効性確認装置へ、前記要求情報および当該第 2 の利用者装置を識別する利用者装置識別情報を送信し、

前記有効性確認装置は、前記第 1 の利用者装置へ、前記問合せ情報および前記利用者装置識別情報を送信することを特徴とする電子証明書システム。